

【選挙のお知らせ】

鈴鹿市選挙管理委員会

令和7年7月20日（日）は
参議院選挙区選出議員選挙
参議院比例代表選出議員選挙 の投票日です。

投票時間：午前7時から午後8時まで

選挙権を有する方

○日本国籍を有し、平成19年（2007年）7月21日以前に生まれていること（18歳以上であること。）。

投票ができる方

○令和7年4月2日以前から引き続き3か月以上鈴鹿市の住民基本台帳に登録されていること。

○上記の条件を満たさないが、いずれかの市区町村で投票ができる場合

令和7年4月3日以後に他の市区町村から鈴鹿市に転入した場合

→鈴鹿市では投票できませんが、転入前の市区町村で選挙人名簿に登録されていた場合は、住民票移動の受付日から4か月を過ぎるまでは選挙人名簿に登録されていますので、旧住所地の市区町村で投票することができます。詳しくは、旧住所地の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

鈴鹿市の選挙人名簿に3か月以上登録されていた人が、令和7年4月3日以後に他の市区町村へ転出しており、その転出先の市区町村での住民基本台帳の登録が3か月未満である場合
→鈴鹿市において投票することができます。詳しくは、鈴鹿市選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票所入場券を郵送します

投票をすることができる方には、「投票所入場券」を郵送します。

—ご注意ください—

投票所入場券は、世帯ごとにまとめて1通の封筒で郵送します。1通の封筒につき最大8人分まで同封します（世帯人数が9人以上の場合は、2通に分けて郵送します。）。

投票所入場券が届いていなくても投票ができます

【期日前投票期間に投票所入場券が届いていない場合】

投票所入場券がない場合でも、期日前投票所で「期日前（不在者）投票宣誓書（兼請求書）」を記入し、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票を行うことができます。（詳しくは5ページ「期日前投票の手順について」をご覧ください。）

【当日投票日まで投票所入場券が届いていない場合】

お住まいの投票区の投票所であれば、氏名・生年月日・住所をご記載いただき、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票を行うことができます。

投票用紙について

選挙の種類	投票用紙への記入について
参議院選挙区選出議員選挙	候補者の氏名を1人書いてください。

※候補者の氏名以外のことを書くと、投票が無効になります。

選挙の種類	投票用紙への記入について
参議院比例代表選出議員選挙	政党名を1つ又は候補者の氏名を1人書いてください。

※政党名、候補者の氏名以外のことを書くと、投票が無効になります。

当日投票の手順について

今回の選挙では、「選挙区選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」の2種類の投票をしていただきます。投票所における投票の順序は次のとおりです。

お手元の投票所入場券がご自身のものであるかどうかを確認の上、投票所に入場してください。

- ① 受付で投票所入場券を提出してください。

選挙人名簿に登録されている本人であることを、係の者が確認します。

投票所入場券を紛失したり、届かなかった場合でも、投票日当日にご自分の投票所の受付で、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば、投票することができます。

※ 本人確認のため、住所、氏名、生年月日等をお尋ねすることがあります。

- ② 「選挙区選出議員選挙」の投票用紙を交付します。

- ③ 記載台で候補者の氏名を1人書いて、「選挙区選出議員選挙」の投票箱に投函してください。

- ④ 「比例代表選出議員選挙」の投票用紙を交付します。

- ⑤ 記載台で比例代表選出議員選挙の投票用紙に、政党の名称を1つ又は候補者の氏名を1人書きます。記載後投票箱に投函してください。

- ⑥ これで、投票は終了です。

代理投票、点字投票について

身体に障がいがあるなどのために、ご自分で投票用紙に記入できない人や点字で投票する人は、投票所の係員に申し出てください。係員が投票のお手伝いをします。

期日前投票について

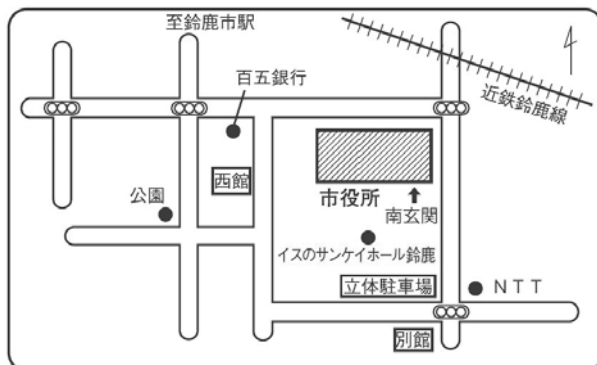
投票日当日に仕事等の理由で投票所へ行けない人は、期日前投票ができます。

期日前投票所は5か所です。期日前投票所によって、期間が異なりますのでご注意ください。

場 所 ・ 時 間	期 間
鈴 鹿 市 役 所 本館1階 特設会場 午前8時30分から午後8時まで	7月4日（金）から7月19日（土）まで （16日間）
白子地区市民センター 2階 会議室 午前8時30分から午後7時まで	7月12日（土）から7月19日（土）まで （8日間）
鈴鹿ハンター ショッピングセンター 1階 サブコート隣 特設会場 午前10時から午後7時まで （土曜日・日曜日は 午前9時から午後7時まで）	7月12日（土）から7月19日（土）まで （8日間）
イオンモール鈴鹿 2階 イオンホール会場 午前10時から午後7時まで	7月12日（土）から7月14日（月）まで （3日間）
鈴峰公民館 ホール会場 午前9時から午後7時まで	7月17日（木）から7月19日（土）まで （3日間）

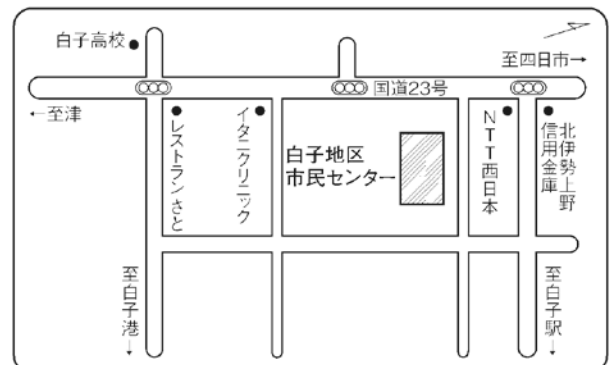
- ・ 投票所入場券がなくても投票できます。
- ・ 最終日の7月19日（土）や投票日に台風による悪天候が予想される場合等には、会場が大変混み合うこともありますのでご注意ください。

鈴鹿市役所 本館1階 特設会場



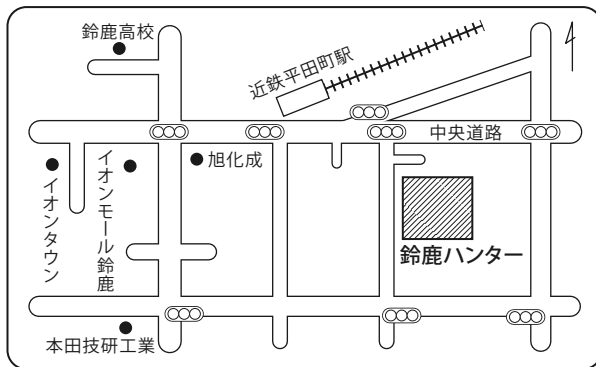
鈴鹿市神戸一丁目18番18号

白子地区市民センター 2階 会議室



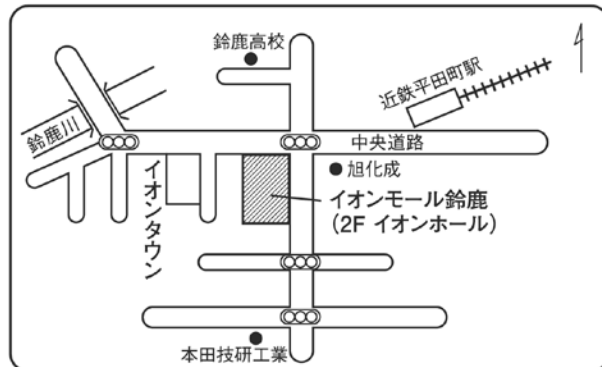
鈴鹿市白子駅前34番1号

鈴鹿ハンターショッピングセンター
1階 サブコート隣 特設会場



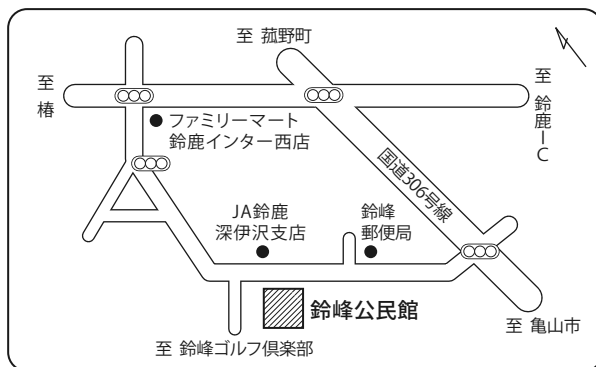
鈴鹿市算所2丁目5番1号

イオンモール鈴鹿 2階 イオンホール会場



鈴鹿市庄野羽山4丁目1番2号

鈴峰公民館 ホール会場



鈴鹿市伊船町1009番地5

期日前投票の手順について

投票所入場券の裏面の宣誓書を使用できます。
あらかじめ、ご自宅等で記入してお持ちいただくと、スムーズに期日前投票をすることができます。

投票所入場券をお持ちでない方は、期日前投票所に備付けの「宣誓書」にご自分の氏名、生年月日等を記入してください。

投票の方法は、基本的に投票日当日の投票所における手順と同じです。

※投票日には年齢が満18歳になるが、期日前投票期間中は、17歳であることから選挙権を有しない人等は、不在者投票として投票できます。

出張先や旅行先などでの不在者投票について

不在者投票される場合は、「不在者投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入し、鈴鹿市選挙管理委員会(〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号)まで郵送で送付してください(「不在者投票宣誓書(兼請求書)」は、投票所入場券裏面のほか、鈴鹿市選挙管理委員会事務局ウェブサイトからもダウンロードいただけます。)。後日、記入された住所に投票用紙等を郵送しますので、同封される注意事項をよくお読みいただき、最寄りの選挙管理委員会で投票してください。

また、投票用紙等の請求はマイナンバーカードを利用したマイナポータル(ぴったりサービス)からも請求することができます。

ーご注意くださいー

FAX や電子メールでの請求はできません。また、必ずご自身が記入したものを送付してください。

不在者投票は郵送等に日数がかかりますので、お早めにお手続きをお願いします。

病院や老人ホームでの不在者投票について

県の指定する病院、施設、老人ホーム等に入院、入所している方は、申し出により、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくは、その施設の担当者にお問合せください。

郵便等による不在者投票について

1 郵便等による不在者投票の対象者

身体障害者手帳、戦傷病者手帳及び介護保険被保険者証をお持ちの人で、次の要件に該当する人は郵便で不在者投票をすることができます。

この場合は、鈴鹿市選挙管理委員会が発行する郵便等投票証明書が必要になります。

まだ郵便等投票証明書をお持ちでない人は、早めに交付手続きをしてください。

郵便等投票証明書の交付を受けている人で、郵便等による投票をする人は、7月16日(水)の午後5時(必着)までに、鈴鹿市選挙管理委員会に投票用紙と投票用封筒を請求してください。

○ 身体障害者手帳をお持ちの人

- ・両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級又は2級の人
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級又は3級の人
- ・免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級までの人

○ 戦傷病者手帳をお持ちの人

- ・両下肢、体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までの人
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症までの人

○ 介護保険被保険者証をお持ちの人

- ・介護状態区分が要介護5と記載されている人

2 郵便等による不在者投票の代理記載制度

郵便による不在者投票ができる人で、次の要件に該当する場合は、あらかじめ鈴鹿市選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に代理記載をさせることができます。

- 身体障害者手帳をお持ちの人で、上肢又は視覚の障害の程度が1級の人
- 戦傷病者手帳をお持ちの人で、上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までの人

代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ代理記載の届出の手続きを行っていただく必要があります。

詳しくは、鈴鹿市選挙管理委員会（☎059-382-9001）までお問合せください。

選挙公報について

選挙公報は、新聞（中日、朝日、毎日、読売、伊勢、日経、産経）の朝刊に折り込みます。

上記の新聞を購読されていない人等で選挙公報が必要な場合は、鈴鹿市選挙管理委員会までご連絡ください。ご自宅等へ直接郵送します。

折り込み日以降は下記の場所でもお受け取りいただけますのでご利用ください。

（市役所本館1階 期日前投票所、地区市民センター、公民館）

選挙公報は、三重県のホームページでもご覧いただけます。

公示日以降、準備ができ次第、三重県選挙管理委員会のホームページに選挙公報が掲載されます。

三重県選挙管理委員会【<http://www.pref.mie.lg.jp/SENKAN/HP/>】

開票について

開票は、選挙当日の7月20日（日）の午後9時20分からAGF鈴鹿体育館（鈴鹿市立体育館、鈴鹿市江島台一丁目1番1号）で行います。

鈴鹿市の選挙人名簿に登録されている有権者の方であれば、どなたでも参観できますが、開票事務の妨げにならないよう静かに参観してください。

お子様は、参観できませんのでご注意ください。

開票速報について

開票速報は鈴鹿市ウェブサイトに掲載します。

鈴鹿市ウェブサイト【<http://www.city.suzuka.lg.jp/>】

【 投 票 所 一 覧 】

《投票日》 令和7年7月20日（日）

《投票時間》 午前7時～午後8時

投 票 区	投 票 所 名	投 票 区	投 票 所 名
国 府 第 1	国 府 公 民 館	一ノ宮第2	長 太 公 民 館
国 府 第 2	半 沢 公 会 堂	箕 田	箕 田 公 民 館
国 府 第 3	平 野 町 民 会 館	玉 垣 第 1	玉 垣 公 民 館
庄 野	庄 野 公 民 館	玉 垣 第 2	千 代 崎 中 学 校
加 佐 登	加 佐 登 公 民 館	玉 垣 第 3	柳 町 公 民 館
牧 田 第 1	牧 田 公 民 館	玉 垣 第 4	桜 島 小 学 校
牧 田 第 2	明 生 小 学 校	玉 垣 第 5	末 広 集 会 所
牧 田 第 3	清 和 小 学 校	若 松	若 松 公 民 館
石 薬 師	石 薬 師 小 学 校	神 戸 第 1	鈴 鹿 市 役 所
白 子 第 1	白 子 地 区 市 民 セ ン タ ー	神 戸 第 2	神 戸 小 学 校
白 子 第 2	白 子 中 学 校	栄 第 1	栄 公 民 館
白 子 第 3	白子コミュニティセンター	栄 第 2	潮 風 の 街 磯 山 集 会 所
白 子 第 4	愛 宕 小 学 校	栄 第 3	郡 山 公 民 館
白 子 第 5	伝 統 産 業 会 館	天 名	天 名 公 民 館
白 子 第 6	旭 が 丘 小 学 校	合 川	合 川 公 民 館
稲 生 第 1	稲 生 公 民 館	井 田 川	井 田 川 公 民 館
稲 生 第 2	鈴鹿地域職業訓練センター	久 間 田	久 間 田 公 民 館
飯 野 第 1	飯 野 公 民 館	椿	椿 公 民 館
飯 野 第 2	飯 野 小 学 校	深 伊 沢	深 伊 沢 公 民 館
河 曲 第 1	河 曲 公 民 館	鈴 峰 第 1	鈴 峰 公 民 館
河 曲 第 2	河 曲 保 育 所	鈴 峰 第 2	小 岐 須 町 公 民 館
一ノ宮第1	一 ノ 宮 公 民 館	庄 内	庄 内 公 民 館

※郵送されます投票所入場券にも記載されていますので、お手元に届いた際は再度ご確認ください。

※投票所入場券がお手元に届かず投票区が分からない場合は、お住まいの住所をもとに、鈴鹿市ウェブサイト上の鈴鹿市選挙管理委員会のページからご確認ください。

鈴鹿市選挙管理委員会事務局

☎059-382-9001

鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所本館12階

FAX 059-384-3302 E-mail senkyo@city.suzuka.lg.jp



鈴鹿市選挙管理委員会事務局
ウェブサイト特設ページ